

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年10月から2年3月までの期間及び9年10月から10年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月から同年11月まで
② 平成元年10月から2年3月まで
③ 平成2年4月から同年6月まで
④ 平成2年12月
⑤ 平成4年3月
⑥ 平成4年10月
⑦ 平成6年3月
⑧ 平成6年9月から8年10月まで
⑨ 平成9年10月から10年7月まで
⑩ 平成10年9月から12年1月まで
⑪ 平成12年5月から14年11月まで
⑫ 平成15年3月から16年4月まで

私は、昭和63年1月ころにA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①については、同市役所の窓口で国民年金保険料を納付していた。

申立期間②から⑧までは、その都度、厚生年金保険から国民年金への変更手続を行い、A市役所の窓口かB信用金庫で国民年金保険料を納付していた。

申立期間⑨から⑫までは、国民年金保険料が免除となっているが、私が保険料の免除制度を知ったのは、A市の職員から説明を受けた平成16年ころであり、それ以前は免除申請を行ったことは無く、ずっと保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の第3号被保険者資格の取得処理日から、平成2年1月ころと推認できるところ、社会保険庁の記録から、申立人の免除申請が元年11月30日に行われたことが確認できるが、申立人とは別の国民年金被保険者記録が申立人の被保険者記録として入力されており、2年1月20日及び同年1月29日に被保険者記録が訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる上、申立人が自ら国民年金の加入手続を行いながら、申立期間②の国民年金保険料を納付していなかったものとは考え難い。
- 2 申立期間⑨について、申立人は、国民年金保険料の免除申請は行っておらず、自分でA市役所の窓口かB信用金庫で保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険庁の記録では、平成10年4月から同年7月までの保険料の免除申請日は同年5月24日となっているが、申立人の同年4月分の保険料が、免除申請を行う前の同年4月27日に納付されており、還付すべき保険料ではないにもかかわらず、同年7月2日に還付決議が行われている上、申立人が所持する預金通帳には、同年7月9日付けで当月の保険料が還付されたことを示す「10-7-9 シャカイホケンジム 13,300」の記載が見られる。また、同通帳には、A市が同年7月3日付けで申立人の口座に、当時の保険料月額と同じ金額の13,300円を入金したことを示す「10-7-3 シシュウニュウヤク 13,300」との記載が見られることから、申立人は、申立期間⑨の保険料を継続して納付していたものと推認できる。
- 3 一方、申立期間①については、申立人は、昭和63年1月ころにA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、平成2年1月ころと推認できる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料をA市役所で納付したと主張しており、その証拠として、「国民年金7,700円」ほか生活費などの支出が記載された、昭和63年5月の保険料を納付した際に作成したとするメモを提出しているが、その時点では、申立人の国民年金手帳記号番号は払い出されていないことから、納付書は発行されず、保険料を納付することはできない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の保険料は過年度保険料となり、申立人が保険料を納付したとする同市役所では、現年度保険料は納付できたものの、過年度保険料を納付することはできなかったものと考えられることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。
- 4 申立期間③から⑧までについては、申立人は、厚生年金保険から国民年金

への変更手続をA市役所で行い、国民年金保険料を同市役所の窓口又はB信用金庫で納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録から、申立期間③から⑧までの申立人の国民年金被保険者資格は、平成9年11月25日に記録追加されており、それまでは国民年金の未加入期間とされていたことから、申立期間③から⑧までについては、納付書が作成されず、申立人は保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

- 5 申立期間⑩、⑪及び⑫については、国民年金保険料の免除期間であり、社会保険庁の記録（当該申立期間における免除申請日及び処理日）に不自然な点は見当たらない。
- 6 申立人は、申立期間⑪の国民年金保険料を納付していたことを示す証拠として、申立人の母親が平成13年9月から18年12月にかけて記入していたとする家計簿の中にある「5月」「国民年金13,300」と記載されたページの写しを提出しており、申立人は、当該家計簿の他のページにも保険料の納付について記載されていると主張しているが、5年以上も使われている1冊の家計簿について、家計簿を記載していたとする母親から当時の状況について聴取することができない上、申立人は家計簿のうち特定のページ以外のページを提出せず、当該保険料の記載が、申立期間⑪の当時に記載されたものかどうかを確認することができない。
- 7 また、申立人は、前述の申立期間①を含む、申立期間⑧、⑩及び⑫の国民年金保険料を納付していたことを示す証拠として、国民年金保険料のほか生活費などの支出が記載された4枚のメモ（昭和63年5月、平成8年3月、10年11月及び13年2月）を提出しているが、当初、委員会に提出されたメモの写しと、口頭意見陳述の場において提出されたメモの原本とを比べると、そのうちの平成8年3月に記載したとするメモは、当初の写しには年月が記載されているものの、原本には年月の記載は無く、また、ほかの3枚のメモも、当初の写しと原本とでは年月の字体が明らかに異なっている上、メモの内容について申立人に確認する等したが、メモが当時のものであるか確認ができず、メモの信憑性^{しんぴょう}を得ることができない。
- 8 なお、申立人は、申立人の日記、申立人及び申立人の母親の預金通帳及び証券会社の取引明細書の写しを証拠として提出しているが、日記で「年金」の記載が確認できるのは、申立期間②の平成元年12月25日の記載だけであり、他の申立期間には国民年金保険料の納付をうかがわせる記載は確認できないほか、預金通帳及び証券会社の取引明細書の写しには、保険料の口座振替を行った形跡が無いことから、当該資料を持って申立期間の保険料を納付していたものとは推認できない。
- 9 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成元年10月から2年3月までの期間及び9年10月から10年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。